

マテリアル先端リサーチインフラのデータ共用および設備共用等に係る  
労働者派遣契約

仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構  
関西光量子科学研究所  
放射光科学研究センター 装置・運転管理室

## 1. 件名 マテリアル先端リサーチインフラのデータ共有及び設備共用等に係る労働者派遣契約

### 2. 目的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量研」という。）では、文部科学省が進める「マテリアル先端リサーチインフラ」事業を受託し、高品質なデータを効率的・継続的に創出・共用化するための仕組みを構築し、データ駆動型の研究開発をさらに加速させる。本仕様書は、当該受託事業に係る業務の内、計測の自動化、解析の高効率化、データの収集・蓄積・構造化、設備共用に係る業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

### 3. 業務内容

#### (1) マテリアル先端リサーチインフラ事業における計測の自動化に係る業務

- ①放射光ビームライン及び関連施設の実験装置についての計測の自動化やユーザーフレンドリー化のためのソフトウェアの作成及び開発支援、動作試験、デバッグ、バージョンアップ、バージョン管理、マニュアルの作成・整備。なお、ユーザーフレンドリー化のためのソフトウェアには、自律的計測（次に行う計測をこれまでの計測データ等から自動判断して決定する類の計測法）ソフトウェアも含まれる。
- ②計測の自動化に係るハードウェアの構築・機器整備及びネットワーク構成・設定に係る支援。

#### (2) マテリアル先端リサーチインフラ事業における解析の高効率化に係る業務

- ①収集・蓄積した高品質な実験データを効率よく解析するためのユーザーフレンドリーなソフトウェアの作成及び開発支援、動作試験、デバッグ、バージョンアップ、バージョン管理、マニュアルの作成・整備。なお、ユーザーフレンドリーな解析ソフトウェアには以下が含まれる。
  - ・ 実験手法や実験装置に特有の条件が考慮された解析ソフトウェア
  - ・ 既存解析ソフトウェアにおける属人的な処理の自動化・半自動化がなされた解析ソフトウェア
  - ・ 解析データを評価し、その結果を続く解析にフィードバックさせる解析ソフトウェア
  - ・ DX 等を活用した解析ソフトウェア
  - ・ 解析ソフトウェア群を統合した解析システム
- ②解析の高効率化に係るハードウェアの構築・機器整備に係る支援。

#### (3) マテリアル先端リサーチインフラ事業におけるデータの収集・蓄積・構造化に係る業務

- ①放射光ビームライン及び関連施設の実験装置を用いた高品質データの収集・蓄積・構造化のためのソフトウェアの作成、動作試験、デバッグ、バージョンアップ、バージョン管理、マニュアルの作成・整備。
- ②本事業のセンター機関のデータ構造化担当者との連携、当該担当者からの要求に沿うようデータ構造化プログラムの作成やその改修を行うための調整業務の支援。

#### (4) マテリアル先端リサーチインフラ事業における設備共用に係る業務

- ①放射光ビームライン及び関連施設に設置した装置を用いた実験におけるデータ収集・蓄積・構造化・解析の支援。
- ②ホームページのコンテンツの製作・アップロード・修正・更新。

#### 4. 必要な要件

- ①Python と C 言語を用いた業務経験があり応用レベルであること。また、Linux ベースのシステムを用いた業務経験があり応用レベルであること。
- ②計測機器の制御及びデータ解析に係るプログラミングの業務経験のあること。
- ③計測データの構造化に係る業務経験のあること。
- ④情報処理及び計測に係る文書(専門図書、完成図書・取り扱いマニュアル等。それらの英文を含む。)の理解、並びに量研担当者・機器メーカー等と協議・調整する能力を有すること。
- ⑤業務を遂行する上で必要となる文書をパソコンソフト(MS-Word/Excel/PowerPoint 等)を用いて作成することが可能なこと。
- ⑥情報系学科の修士以上の学位を有するか、同等レベルの経験または十分な能力を有すること。
- ⑦専門用語を含む英語の読解能力を有すること(英語能力を計る試験の受験経験とその成績を示すこと)。
- ⑧派遣元において2か月以上の社内教育を受けていること。
- ⑨大学(大学院を含む)で電気分野の講義受講経験のあること。
- ⑩特微量エンジニアリングや機械学習モデル開発など機械学習に関する大学(大学院を含む)での実習経験または業務経験があり、応用レベルであること。

#### 5. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

- ・役職なし

#### 6. 就業場所

##### (1) 派遣労働者の自宅その他量研が認めた場所(テレワーク)

- ・派遣労働者がテレワークにて業務を実施する日については、量研職員が前日までに指示する。
- ・テレワーク中における派遣労働者の就業状況については、量研職員が必要に応じて確認することができる。
- ・派遣労働者は、テレワークにて業務を実施した日に限り、16.提出書類に加えて、別途テレワーク日報(様式あり)を提出する。

##### (2) 量研 関西光量子科学研究所 放射光科学研究センター 装置・運転管理室(ただし、量研職員が指示した日に限る。)

(組織の長:装置・運転管理室長)

住所:兵庫県佐用郡佐用町光都1-1-1 大型放射光施設 SPring-8 内

#### 7. 組織単位

関西光量子科学研究所 放射光科学研究センター 装置・運転管理室

#### 8. 指揮命令者

関西光量子科学研究所 放射光科学研究センター 装置・運転管理室長

## 9. 派遣期間

令和6年7月1日から令和7年3月31日

## 10. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、その他量研が指定する日(以下「休日」という。)を除く毎日。ただし、量研の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

## 11. 就業時間及び休憩時間

(1)就業時間:9:00から17:30まで(休憩時間60分を含む。)

(2)休憩時間:12:00から13:00まで

- ・必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。なお、業務時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。
- ・派遣者がテレワークをする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

## 12. 派遣先責任者

関西光量子科学研究所 管理部 庶務課長

## 13. 人員

1名

(派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、交代要員を配置させるなど、量研職員と協議の上、必要な処置を講じること。)

## 14. 派遣労働者を派遣元における無期雇用者もしくは60歳以上の者に限定するか否かの別

- ・派遣労働者を「無期雇用派遣労働者に限定しない」。

## 15. 服务等

- ・一般健康診断(特定健康診断、特定業務従事者の健康診断)については、派遣元が負担すること。
- ・テレワークにおいて、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

## 16. 提出書類

派遣労働者決定後、下記の書類を提出すること。(提出先及び提出部数:「指揮命令者」及び「派遣先責任者」に各1部提出)

(1)労働者派遣事業許可証(写)(契約後)

(2)派遣元の時間外休日勤務協定書(写)(契約後)

(3)派遣元責任者の所属、氏名、電話番号(契約後及び変更の都度速やかに)

(4)派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書(契約後及び変更の都度速やかに)

(5)派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類(契約後及び変更の都度)

速やかに) ※届出日付又は取得日付を含む。但し、不要な個人情報は黒塗りとする。

(6) 派遣先管理台帳(月次)

(7) その他契約上必要となる書類

※上記(4)の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと(派遣する労働者が45歳以上である場合はその旨(60歳以上の場合はその旨)、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。)。また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

## 17. 検査条件

毎月履行完了後、量研職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

## 18. その他

(1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。

(2) 量研の業務の都合により、本仕様書に定める業務場所以外(海外含む。)での出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途清算払いを行う。

(3) 派遣元は、量研が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、労働者派遣法を始めとする法令のほか量研の規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。

(4) 派遣元は、派遣労働者に欠務が生じるときは直ちに量研に連絡するものとし、速やかに交代要員を派遣すること。

(5) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、量研の情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。また、特に次の事項に注意しなければならない。

①在宅勤務の際に作成した成果物等を、量研外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。

②①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

## 19. グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の推進等に関する法律)に適合する環境物品(事務用品、OA機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。

(2) 本仕様書に定める提出書類(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

(要求者)

部課(室)名: 関西光量子科学研究所 放射光科学研究センター  
装置・運転管理室

氏 名: 菅原 健人

以上